

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和元年 9月 3日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和元年9月3日(火) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中村 榮 憲	出	松隈	築地 孝彦	出
副会長	原 武 学	出	石動	元石 久隆	出
2	江口 啓子	出	三津	城尾 良信	出
3	中村 佐代子	出	大曲	福島 啓洋	出
5	城島 訓浩	出	吉田	北島 知典	出
6	荒木 清隆	出	田手	森 勝浩	出
7	森田 利光	出	豆田	原 隆司	出
8	小林 宏	欠	箱川	江頭 秀臣	出
9	大坪 敏博	出			
10	木下 大学	出			
11	内川 正良	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局長] 北村 隆靖	係長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	------------	----------------------

5. 議事録署名委員の指名 1番 原武 学 委員 11番 内川 正良 委員

6. 議 事

第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	1件
第2号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請案件	1件
第3号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	4件
第4号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度 第4号農用地利用集積計画(案)の決定案件	7件
第5号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見 聴取案件	4件

- **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和元年9月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくをお願いします。
- **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11名中10名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は8名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第6条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、2番の議事録署名委員の指名を行います。
1番 原武 学 委員 11番 内川 正良 委員、議事録署名をお願い致します。

- **議長** 3番の議事に入ります。

第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	1件
第2号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請案件	1件
第3号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	4件
第4号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度 第4号農用地利用集積計画(案)の決定案件	7件
第5号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見 聴取案件	4件

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第1号議案について説明をお願いします。

- **事務局長** 1ページをごらんください。

第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件について説明します。整理番号3-1を朗読。

賃借権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、2ページの調査書のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。

申請地につきましては、3ページに位置図、4ページに字図の写しを添付しております。

地区は上石動地区です。説明は以上です。

説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見ををお願いします。
- **〇〇番(〇〇委員)** 譲渡人は町外に住んでおり、今回譲受人に売却の相談があったと聞いて

います。問題ないと思います。

- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇推進委員ご意見をお願いします。
- **〇〇最適化推進委員** 譲受人も地元でしっかりと耕作されていますので問題ないかと思えます。
- **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思えます。

- **議長** 続きまして、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 4-1 について説明を求めます。

- **事務局長** 5 ページをごらんください。今回は 1,000 ㎡を超える案件でありますので、申請者の代理人の方に出席いただいております。何かありましたら、後ほど質問などしていただけたらと思えます。

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 について説明します。

整理番号 5-1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域内で、国営

筑後川土地改良事業区域内。農地の区分は、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、第 1 種農地と判断されます。転用目的である共同住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地につきましては、6 ページに位置図、7 ページに字図の写し、8 ページに土地利用計画図、9・10・11 ページに断面図、12・13 ページに建物立面図、平面図を添付しております。

説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇番 (〇〇委員)** 転用は問題ないと思うが、転用後の懸念でどういった年層をターゲットにされているか教えてください。
- **代理人** 一階は単身世帯、二階はファミリー世帯を対象としています。
- **〇〇番 (〇〇委員)** 何で聞いたかという、周りにまだ農地が残っているため、空き缶やゴミが農地に捨てられたりしたときに、誰に文句を言えばいいか
- **代理人** 建築後は「大東建託パートナー」というところが管理することになるが、月 2 回敷地

内を見て回りゴミなどの回収をおこなったりしますので、「大東建託パートナー」に問合せいただければ対応できるかと思います。

- ○○番（○○委員） わかりました。
- 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。
- ○○最適化推進委員 転用は問題ないと思いますが、この土地は地盤が緩いので大雨など降った場合は大丈夫ですか？
- 代理人 地盤調査を行い問題はなかった。それに基づいて設計を行っているため問題ありません。
- ○○最適化推進委員 わかりました。
- 議長 ほかにありませんか。
- ○○番（○○委員） ちょっといいですか。東側は結構大きな水路だと思うんですよね。勾配がかなりあると思うがこれ石積みですか？
- 代理人 板柵です。
- ○○番（○○委員） 板柵。後で崩れんぎよかばってん。
- 議長 板柵は補修するんですか？板柵の上にこの擁壁を立てるわけ？
- 代理人 場所によって違いますが、2m～3m離して擁壁をつきます。
- ○○番（○○委員） 後で災害がおきたときの改修・補修。そのことが心配で。
- 議長 これ地元の人が申請者で同じ地元の人けん言いにくいけん同意をしてると思うとばってんが、ここらへん本当に災害がおきたときにどうなるかということなんですよ。今言われているのは。
- ○○番（○○委員） 今日明日やなかさい。10年後20年後災害がおきて問題がおきるのは下流やけんね。
- ○○番（○○委員） もう一ついいですか。西側から農道に出る所は非常に見通しが悪いんですよ。左右の見通しが悪いため交通事故のことも十分に考えとかないといけません。ミラーを置くなり対策は必要だと思いますね。
- 代理人 ミラーについては、対策をさせていただきます。
- 議長 地元の農家の方と十分に協議してください。これ災害があつて崩れた場合責任は所有者？設

計した大東さん？

- **代理人** うちで対応します。
- **議長** わかりました。ほかにありますか？
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

- **議長** 続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-1について説明を求めます。先ほどに引き続き大東建託さんが代理人で見えられているので、質疑があれば後ほどお願いします。
- **事務局長** 14ページをごらんください。
第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-1について説明します。
整理番号5-1を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。
転用目的の共同住宅として適地と判断され申請されるものであり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。
申請地につきましては、15ページに位置図、16ページに字図の写し、17ページに土地利用等の計画図、18ページに断面図、19・20・21・22ページに建物平面図、平面図を添付しております。
説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員は本日欠席されているので、この地域に近い〇〇委員さんが分かれるとのことですので、〇〇委員さんお願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** この一帯は宅地化されており、残った畑も耕作されていない箇所がほとんどなので問題ないと思います。
- **〇〇最適化推進委員** 竹とか草とかが伸びていて近所にも迷惑がかかっている状況なので問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-2について説明を求めます。
事務局長 23ページをごらんください。農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-2について説明します。
整理番号5-2を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域内で、国営筑後川土地改良事業区域内。農地の区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であり第1種農地と判断されます。転用目的の建売分譲住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、24ページに位置図、25ページに字図の写し、26・27ページに土地利用等の計画図、28ページに断面図、29・30・31・32ページに建物立面図・平面図を添付しております。説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。この議案も代理人の方が来られています。地元委員、○○委員・○○委員続けてご意見をお願いします。

- ○○番(○○委員) 申請地周辺は宅地化が進んでいることから、問題ないと思います。また、暗渠排水についても問題ないと確認しています。

- ○○番(○○委員) 周りが宅地化し、道もセットバックして広くなるとのことなので、問題ないと思います。

- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

- ○○最適化推進委員 特に問題ないと思います。

- **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-3について説明を求めます。
事務局長 33ページをごらんください1,000㎡を超える案件でありますので、申請者の代理人の方に出席いただいております。何かありましたら、後ほど質問などしてい

ただけたらと思います。農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-3について説明します。

整理番号5-3を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、第3種農地となることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は共同施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域であり第2種農地と判断されます。転用目的の共同住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、34ページに位置図、35ページに字図の写し、36ページに土地利用等の計画図 37ページに断面図、38ページに建物平面図、39ページに建物立面図を添付しております。説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員は今回欠席ですので、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇最適化推進委員** ここは、北側東側が道路になってまして、草がボーボーしてまして、近所の方が草刈りをしている状況でアパートが建てばきれいになるので問題は無いと思いますが、整地費が0とはどういうことですかね？
- **代理人** 外構などももちろん行うんですが、建設費にまとめて計上してしまっているんで、建設費の中に全部含まれています。
- **〇〇最適化推進委員** わかりました。
- **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** 私の方からなんですが、ここは〇〇団地の北側になります。もともと畑地帯でございますので、目立った水路が西側にしかない状況です。東側にある水路は非常に遠いです。ですから、排水計画は地元の方と十分協議をされているか説明をお願いします。
- **代理人** 地元の区長さん生産組合長さんにはきちんと同意をいただいています。道路側に側溝がありまして、南に流れていきます。
- **議長** 南側にいき流したら、南側の住宅からクレームがくるんじゃないか？
- **代理人** 南に下る道路側溝は団地の手前で二つに分かれており、一つ目は図面でいうとA棟の北側を西にいき、Dの南側へ行き導師川に繋がっています。もう一つはB棟北側の道路側溝が東側に延びており、導師川に繋がっています。なので雨水排水が南側に一気にいくわけではありません。

- **議長** わかりました。
- **議長** 他に質疑はありますか
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
- **議長** 続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-4について説明を求めます。
- **事務局長** 40ページをごらんください。農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-4について説明します。
整理番号5-4を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、町役場から概ね300mであることから第3種農地と判断されます。転用目的の駐車場の候補地選定の結果、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、41ページに位置図、42ページに字図の写し、43ページに土地利用計画図と断面図、44ページに現況写真、45ページに顛末書を添付しております。説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** この場所は周囲が宅地化されており問題ないと思います。
- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇最適化推進委員** 原武委員さんも言われましたが周囲は宅地化されているので問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
- **議長** 続きまして、第4号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度第4号農用地利用集積計画（案）の決定案件について説明を求めます。
- **事務局長** 46ページをごらんください。
第4号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が2件、再設定が5件の計7件で、田が11筆11,611㎡となっております。

次に 47 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 4,403,865.20 m²、今回解約面積 2,843 m²、今回計画といたしまして 11,611 m²、現在の合計 4,412,633.20 m²となっております。農用地利用集積計画については以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。
- **議長** 続きまして、第 5 号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について 4 名続けて説明をお願いします。
- **事務局長** 48 ページをごらんください。
第 5 号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について説明いたします。48 ページをお願いします。今回は、再申請が 3 名と、親からの事業継承に伴う新規申請 1 名となっております。
詳細につきましては産業振興課の農業振興係より説明いたします。
- **農林課** 49 ページからの農業経営改善計画認定申請書を朗読。説明は以上です。
- **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前 10 時 50 分